○標準貨物軽自動車運送約款

（昭和十五年国土交通省告示第百五十一号）

最新改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務（第三条―第十四条）
第一節　通則（第三条―第十四条）
第二節　引受け（第十五条―第十七条）
第三節　積込及び取卸し（第十八条）
第四節　荷送人の責任（第十九条）
第五節　指図の変更及び引渡し（第二十条―第二十二条）
第六節　運賃、料金及び費用（第二十三条―第二十五条）
第七節　運賃後払の場合の特則（第二十六条―第二十八条）
第八節　運賃前払の場合の特則（第二十九条―第三十一条）
第九節　運送の中止（第三十二条―第三十四条）
第三章　荷送人の責任（第三十五条―第三十八条）
第四章　荷受人の権利（第三十九条―第四十二条）
第五章　雑則（第四十三条―第四十五条）

第一章　総則

第一条　（約款の適用）

当店は、この約款により、貨物軽自動車運送事業を行います。

第二条　（運送の引受）

当店は、他の事業者の事業に属する運送を引き受けません。

第三条　（運送契約の締結）

当店の運送の委託を受ける貨物軽自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送契約」という。）の締結の際に、荷送人は、次の事項を当店に告げなければなりません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所又は連絡先

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　品名

四　個数

五　荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所又は連絡先

六　運送をする日又は期間

七　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2　荷送人は、前項の規定により告げた事項について、運送をするために必要な範囲内で、荷受人の利益を害しないように、告げなければなりません。

第四条　（運賃、料金及び費用）

当店は、運賃、料金及び費用を、別表に掲げる額をもとにして、運送契約の締結の際に、荷送人に対し、明示します。

第五条　（運賃後払の場合の荷送人の責任）

当店は、運賃後払の場合において、荷送人が運賃、料金及び費用を支払うまでは、荷送人に対し、運賃、料金及び費用の全額を請求することができます。

第六条　（運賃前払の場合の荷受人の責任）

当店は、運賃前払の場合において、荷受人が荷送人から運賃、料金及び費用の全額を受け取るまでは、荷受人に対し、運賃、料金及び費用の全額を請求することができます。

第七条　（運賃後払の場合の荷受人の責任）

当店は、運賃後払の場合において、荷受人が荷送人から運賃、料金及び費用の全額を受け取るまでは、荷受人に対し、運賃、料金及び費用の全額を請求することができます。

第八条　（荷送人の事故）

荷送人が、当店の運送業務にあたった自己の事故又は荷送人の属する者の事故により当店に損害を与えたときは、荷送人は、当店に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第九条　（荷受人の事故）

荷受人が、当店の運送業務にあたった自己の事故又は荷受人の属する者の事故により当店に損害を与えたときは、荷受人は、当店に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第十条　（荷送人の通知義務）

荷送人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

一　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人の氏名又は名称又は住所又は連絡先を変更したとき。

二　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人の氏名又は名称又は住所又は連絡先を変更したことを知ったとき。

三　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人が荷受人としての権利を放棄したことを知ったとき。

第十一条　（荷受人の通知義務）

荷受人は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人の氏名又は名称又は住所又は連絡先を変更したことを知ったときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

第十二条　（荷受人の権利の放棄）

荷受人は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人としての権利を放棄したことを知ったときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

第十三条　（荷受人の権利の取得）

荷受人は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人としての権利を放棄したことを知ったときは、当店に対し、運送をした貨物を受け取ることができます。

2　荷受人は、前項の規定により運送をした貨物を受け取ったときは、当店に対し、運賃、料金及び費用を支払わなければなりません。

第十四条　（荷受人の義務）

荷受人は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人としての義務を知ったときは、当店に対し、その義務を履行することを約束することができます。

2　当店は、前項の規定により荷受人が約束をしたときは、荷受人に対し、その約束に基づく義務の履行を請求することができます。

第二節　通則

第十五条　（荷送人の責任）

荷送人は、当店の運送業務にあたった自己の事故又は荷送人の属する者の事故により当店に損害を与えたときは、当店に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第十六条　（荷受人の責任）

荷受人は、当店の運送業務にあたった自己の事故又は荷受人の属する者の事故により当店に損害を与えたときは、当店に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第十七条　（荷送人の通知義務）

荷送人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

一　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人の氏名又は名称又は住所又は連絡先を変更したとき。

二　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人の氏名又は名称又は住所又は連絡先を変更したことを知ったとき。

三　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人が荷受人としての権利を放棄したことを知ったとき。

第十八条　（荷受人の通知義務）

荷受人は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人としての権利を放棄したことを知ったときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

第十九条　（荷受人の権利の取得）

荷受人は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人としての権利を放棄したことを知ったときは、当店に対し、運送をした貨物を受け取ることができます。

2　荷受人は、前項の規定により運送をした貨物を受け取ったときは、当店に対し、運賃、料金及び費用を支払わなければなりません。

第二十条　（荷受人の義務）

荷受人は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人としての義務を知ったときは、当店に対し、その義務を履行することを約束することができます。

2　当店は、前項の規定により荷受人が約束をしたときは、荷受人に対し、その約束に基づく義務の履行を請求することができます。

第三節　荷送人の責任

第二十一条　（荷送人の危険物についての通知義務）

荷送人は、運送をする貨物が、引火性、爆発性その他の当店の運送業務にあたった者又は第三者の生命、身体又は財産に危険を生じさせるおそれがあるものであるときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

第二十二条　（荷送人の危険物についての責任）

荷送人は、前条の規定に違反して当店に通知をしないで運送をした貨物が、引火性、爆発性その他の当店の運送業務にあたった者又は第三者の生命、身体又は財産に危険を生じさせるおそれがあるものであるときは、その貨物について、荷送人に対し、運送をしないこと、運送をしないこと若しくは運送をしたことを取り消すこと又は運送をしないこと若しくは運送をしたことを取り消すことができます。

2　荷送人は、前項の規定により運送をしないこと若しくは運送をしないこと又は運送をしたことを取り消すことにより当店に損害が生じたときは、当店に対し、その損害を賠償しなければなりません。

3　荷送人は、第一項の規定により運送をしないこと若しくは運送をしないこと又は運送をしたことを取り消すことにより当店に利益が生じたときは、当店に対し、その利益を償還しなければなりません。

第二十三条　（荷送人の危険物についての通知義務）

荷送人は、運送をする貨物が、引火性、爆発性その他の当店の運送業務にあたった者又は第三者の生命、身体又は財産に危険を生じさせるおそれがあるものであるときは、当店に対し、その旨を通知しなければなりません。

第二十四条　（荷送人の危険物についての責任）

当店は、荷送人が前条の規定に違反して当店に通知をしないで運送をした貨物が、引火性、爆発性その他の当店の運送業務にあたった者又は第三者の生命、身体又は財産に危険を生じさせるおそれがあるものであるときは、その貨物について、荷送人に対し、運送をしないこと、運送をしないこと若しくは運送をしたことを取り消すこと又は運送をしないこと若しくは運送をしたことを取り消すことができます。

2　荷送人は、前項の規定により運送をしないこと若しくは運送をしないこと又は運送をしたことを取り消すことにより当店に損害が生じたときは、当店に対し、その損害を賠償しなければなりません。

3　荷送人は、第一項の規定により運送をしないこと若しくは運送をしないこと又は運送をしたことを取り消すことにより当店に利益が生じたときは、当店に対し、その利益を償還しなければなりません。

第二十五条　（荷送人の危険物についての通知義務）

当店は、荷送人が第二十一条の規定に違反して当店に通知をしないで運送をした貨物が、引火性、爆発性その他の当店の運送業務にあたった者又は第三者の生命、身体又は財産に危険を生じさせるおそれがあるものであるときは、その貨物について、荷送人に対し、運送をしないこと、運送をしないこと若しくは運送をしたことを取り消すことができます。

2　荷送人は、前項の規定により運送をしないこと若しくは運送をしないこと又は運送をしたことを取り消すことにより当店に損害が生じたときは、当店に対し、その損害を賠償しなければなりません。

3　荷送人は、第一項の規定により運送をしないこと若しくは運送をしないこと又は運送をしたことを取り消すことにより当店に利益が生じたときは、当店に対し、その利益を償還しなければなりません。

第二十六条　（荷送人の危険物についての責任）

当店は、荷送人が第二十一条の規定に違反して当店に通知をしないで運送をした貨物が、引火性、爆発性その他の当店の運送業務にあたった者又は第三者の生命、身体又は財産に危険を生じさせるおそれがあるものであるときは、その貨物について、荷送人に対し、運送をしないこと、運送をしないこと若しくは運送をしたことを取り消すこと又は運送をしないこと若しくは運送をしたことを取り消すことができます。

2　荷送人は、前項の規定により運送をしないこと若しくは運送をしないこと又は運送をしたことを取り消すことにより当店に損害が生じたときは、当店に対し、その損害を賠償しなければなりません。

3　荷送人は、第一項の規定により運送をしないこと若しくは運送をしないこと又は運送をしたことを取り消すことにより当店に利益が生じたときは、当店に対し、その利益を償還しなければなりません。

第四節　指図

第二十七条　（荷送人の指図）

荷送人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

一　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするとき。

二　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするとき。

三　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするとき。

第二十八条　（荷受人の指図）

荷受人は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、当店に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

第二十九条　（荷受人の指図）

当店は、次の各号のいずれかに該当するときは、荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、当店に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

一　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするとき。

二　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするとき。

三　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするとき。

第三十条　（荷送人の指図の変更）

当店は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

2　当店は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

3　当店は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

第三十一条　（荷受人の指図の変更）

当店は、荷受人が運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

2　当店は、荷受人が運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

3　当店は、荷受人が運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

第三十二条　（荷送人の指図の変更の制限）

当店は、荷送人が第二十九条第一項各号に掲げる場合において、荷送人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

2　当店は、荷送人が第二十九条第二項各号に掲げる場合において、荷送人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

3　当店は、荷送人が第二十九条第三項各号に掲げる場合において、荷送人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

第三十三条　（荷受人の指図の変更の制限）

当店は、荷受人が第二十九条第一項各号に掲げる場合において、荷受人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

2　当店は、荷受人が第二十九条第二項各号に掲げる場合において、荷受人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

3　当店は、荷受人が第二十九条第三項各号に掲げる場合において、荷受人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷受人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

第三十四条　（荷送人の指図の変更の手続）

当店は、荷送人が第二十九条第一項各号に掲げる場合において、荷送人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

2　当店は、荷送人が第二十九条第二項各号に掲げる場合において、荷送人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

3　当店は、荷送人が第二十九条第三項各号に掲げる場合において、荷送人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

4　荷送人が第二十九条第一項各号に掲げる場合において、荷送人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人は、当店に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

5　荷送人が第二十九条第二項各号に掲げる場合において、荷送人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人は、当店に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

6　荷送人が第二十九条第三項各号に掲げる場合において、荷送人の指図により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、荷送人は、当店に対し、荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図することができます。

第三十五条　（荷送人の指図の変更の費用）

荷送人は、前条の規定により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、当店に対し、その費用を支払わなければなりません。

2　荷送人は、前項の規定により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、当店に対し、その費用を支払わなければなりません。

3　荷送人は、前項の規定により荷送人又は荷受人以外の者のために運送をすることを指図しようとするときは、当店に対し、その費用を支払わなければなりません。

第五節　運賃、料金及び費用

第三十六条　（運賃の額及び支払の時期）

当店は、運賃の額及び支払の時期を、別表に掲げるところにより、運送契約の締結の際に、荷送人に対し、明示します。

2　当店は、前項の規定により運賃の額及び支払の時期を明示するときは、荷送人に対し、運賃の額及び支払の時期を記載した書面を交付することができます。

3　荷送人は、前項の規定により運賃の額及び支払の時期を記載した書面の交付を請求することができます。

第三十七条　（料金及び費用の額及び支払の時期）

当店は、別表に掲げるもののほか、荷送人に対し、料金及び費用の額及び支払の時期を明示します。

2　前項の規定は、荷送人が運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、料金及び費用の額及び支払の時期を明示する場合には、適用しません。

第三十八条　（運賃、料金及び費用の支払）

当店は、荷送人に対し、運賃、料金及び費用を、別表に掲げるところにより、支払うことを請求することができます。

2　当店は、荷受人に対し、運賃、料金及び費用を、別表に掲げるところにより、支払うことを請求することができます。

第三十九条　（運賃後払の場合の荷送人の責任）

当店は、荷送人が運賃後払の場合において、荷送人が運賃、料金及び費用の全額を受け取るまでは、荷送人に対し、運賃、料金及び費用の全額を請求することができます。

第四十条　（運賃前払の場合の荷受人の責任）

当店は、荷送人が運賃前払の場合において、荷受人が荷送人から運賃、料金及び費用の全額を受け取るまでは、荷受人に対し、運賃、料金及び費用の全額を請求することができます。

第四十一条　（荷送人の責任についての準用）

荷送人の責任については、第十四条第二項の規定を準用します。

第四十二条　（荷受人の責任についての準用）

荷受人の責任については、第十四条第二項の規定を準用します。

第六節　荷送人の責任

第四十三条　（荷送人の責任）

荷送人は、荷送人の責任については、第十四条第二項の規定に基づく当店の運送業務にあたった者又は第三者の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第四十四条　（荷送人の責任についての準用）

当店は、荷送人の責任については、第十四条第二項の規定を準用します。

第四十五条　（荷送人の責任についての準用）

荷送人の責任については、第十四条第二項の規定を準用します。

第七節　運送の中止

第四十六条　（荷送人の中止請求権）

荷送人は、運送をする貨物について、当店に対し、その運送の中止を請求することができます。

2　荷送人は、前項の規定により運送の中止を請求したときは、当店に対し、運賃、料金及び費用の全額を支払わなければなりません。

3　荷送人は、第一項の規定により運送の中止を請求したときは、当店に対し、荷受人又は荷送人に対し、運賃、料金及び費用の全額を支払うことを請求することができます。

第四十七条　（荷受人の中止請求権）

荷受人は、運送をする貨物について、当店に対し、その運送の中止を請求することができます。

2　荷受人は、前項の規定により運送の中止を請求したときは、当店に対し、運賃、料金及び費用の全額を支払わなければなりません。

3　荷受人は、第一項の規定により運送の中止を請求したときは、当店に対し、荷送人又は荷受人に対し、運賃、料金及び費用の全額を支払うことを請求することができます。

第四十八条　（荷送人の中止請求権の喪失）

荷送人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、運送の中止を請求することができません。

一　荷送人が、荷受人に対し、運送をした貨物を引き渡したとき。

二　荷受人が、当店に対し、運送をした貨物を受け取ったとき。

三　荷受人が、荷送人に対し、運送をした貨物を受け取ったとき。

第四十九条　（荷受人の中止請求権の喪失）

荷受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、運送の中止を請求することができません。

一　荷送人が、荷受人に対し、運送をした貨物を引き渡したとき。

二　荷受人が、当店に対し、運送をした貨物を受け取ったとき。

三　荷受人が、荷送人に対し、運送をした貨物を受け取ったとき。

第五十条　（荷送人の中止請求）

荷送人は、荷送人の中止請求については、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、運送の中止を請求することができます。

一　荷受人が、荷送人の指図に従わないとき。

二　荷受人が、荷送人の指図に従うことができないとき。

三　荷受人が、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷受人が、荷送人の指図に従うことができないとき。

五　荷受人が、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

第五十一条　（荷受人の中止請求）

荷受人は、荷受人の中止請求については、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、運送の中止を請求することができます。

一　荷送人が、荷受人の指図に従わないとき。

二　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

三　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

五　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

第五十二条　（荷送人の中止請求の撤回）

荷送人は、荷送人の中止請求については、当店に対し、荷送人の中止請求を撤回することができます。

2　荷送人は、前項の規定により荷送人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷送人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第五十三条　（荷受人の中止請求の撤回）

荷受人は、荷受人の中止請求については、当店に対し、荷受人の中止請求を撤回することができます。

2　荷受人は、前項の規定により荷受人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷受人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第五十四条　（荷送人の中止請求の撤回）

荷送人は、荷受人の中止請求については、当店に対し、荷受人の中止請求を撤回することができます。

2　荷送人は、前項の規定により荷受人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷受人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第八節　運送の中止

第五十五条　（荷送人の中止請求）

荷送人は、荷送人の中止請求については、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、運送の中止を請求することができます。

一　荷受人が、荷送人の指図に従わないとき。

二　荷受人が、荷送人の指図に従うことができないとき。

三　荷受人が、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷受人が、荷送人の指図に従うことができないとき。

五　荷受人が、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

第五十六条　（荷受人の中止請求）

荷受人は、荷受人の中止請求については、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、運送の中止を請求することができます。

一　荷送人が、荷受人の指図に従わないとき。

二　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

三　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

五　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

第五十七条　（荷送人の中止請求の撤回）

荷送人は、荷送人の中止請求については、当店に対し、荷送人の中止請求を撤回することができます。

2　荷送人は、前項の規定により荷送人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷送人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第五十八条　（荷受人の中止請求の撤回）

荷受人は、荷受人の中止請求については、当店に対し、荷受人の中止請求を撤回することができます。

2　荷受人は、前項の規定により荷受人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷受人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第五十九条　（荷送人の中止請求の撤回）

荷送人は、荷受人の中止請求については、当店に対し、荷受人の中止請求を撤回することができます。

2　荷送人は、前項の規定により荷受人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷受人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第九節　運送の中止

第六十条　（運送の中止）

当店は、次の各号のいずれかに該当するときは、荷送人に対し、相当の期間を定め、その期間内に荷送人が運送の中止を請求しないときは、運送の中止をすることができます。

一　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従わないとき。

二　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことができないとき。

三　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことができないとき。

五　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

2　当店は、前項の規定により運送の中止をしようとするときは、荷送人に対し、荷送人の指図を求めます。

第六十一条　（荷受人の中止請求）

当店は、次の各号のいずれかに該当するときは、荷受人に対し、相当の期間を定め、その期間内に荷受人が運送の中止を請求しないときは、運送の中止をすることができます。

一　荷送人が、荷受人の指図に従わないとき。

二　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

三　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

五　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

2　当店は、前項の規定により運送の中止をしようとするときは、荷受人に対し、荷受人の指図を求めます。

第六十二条　（荷送人の中止請求）

荷送人は、運送の中止については、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、運送の中止を請求することができます。

一　荷受人が、荷送人の指図に従わないとき。

二　荷受人が、荷送人の指図に従うことができないとき。

三　荷受人が、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷受人が、荷送人の指図に従うことができないとき。

五　荷受人が、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

第六十三条　（荷受人の中止請求）

荷受人は、荷受人の中止請求については、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、運送の中止を請求することができます。

一　荷送人が、荷受人の指図に従わないとき。

二　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

三　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

五　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

第六十四条　（荷送人の中止請求の撤回）

荷送人は、荷送人の中止請求については、当店に対し、荷送人の中止請求を撤回することができます。

2　荷送人は、前項の規定により荷送人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷送人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第六十五条　（荷受人の中止請求の撤回）

荷受人は、荷受人の中止請求については、当店に対し、荷受人の中止請求を撤回することができます。

2　荷受人は、前項の規定により荷受人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷受人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第六十六条　（荷送人の中止請求の撤回）

荷送人は、荷受人の中止請求については、当店に対し、荷受人の中止請求を撤回することができます。

2　荷送人は、前項の規定により荷受人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷受人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第十節　運送の中止

第六十七条　（運送の中止）

当店は、次の各号のいずれかに該当するときは、荷送人に対し、相当の期間を定め、その期間内に荷送人が運送の中止を請求しないときは、運送の中止をすることができます。

一　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従わないとき。

二　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことができないとき。

三　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことができないとき。

五　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

2　当店は、前項の規定により運送の中止をしようとするときは、荷送人に対し、荷送人の指図を求めます。

第六十八条　（荷受人の中止請求）

荷受人は、荷受人の中止請求については、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、運送の中止を請求することができます。

一　荷送人が、荷受人の指図に従わないとき。

二　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

三　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷送人が、荷受人の指図に従うことができないとき。

五　荷送人が、荷受人の指図に従うことを拒んだとき。

第六十九条　（荷送人の中止請求の撤回）

荷送人は、荷送人の中止請求については、当店に対し、荷送人の中止請求を撤回することができます。

2　荷送人は、前項の規定により荷受人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷受人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第七十条　（荷受人の中止請求の撤回）

荷受人は、荷受人の中止請求については、当店に対し、荷受人の中止請求を撤回することができます。

2　荷受人は、前項の規定により荷受人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷受人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第七十一条　（荷送人の中止請求の撤回）

荷送人は、荷受人の中止請求については、当店に対し、荷受人の中止請求を撤回することができます。

2　荷送人は、前項の規定により荷受人の中止請求を撤回したときは、当店に対し、荷受人の中止請求により当店に生じた損害を賠償しなければなりません。

第十一節　荷受人不受取りの場合の措置

第七十二条　（荷受人不受取りの場合の措置）

当店は、荷受人が運送をした貨物を受け取らないときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

2　当店は、荷送人に対し、荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求することができます。

第七十三条　（荷受人不受取りの場合の荷送人の義務）

荷送人は、荷受人が運送をした貨物を受け取らないときは、当店に対し、荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求しなければなりません。

2　荷送人は、前項の規定により当店に対し荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求したときは、当店に対し、荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求しなければなりません。

第七十四条　（荷受人不受取りの場合の荷送人の義務）

荷送人は、荷受人が運送をした貨物を受け取らないときは、当店に対し、荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求しなければなりません。

2　荷送人は、前項の規定により当店に対し荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求したときは、当店に対し、荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求しなければなりません。

第七十五条　（荷受人不受取りの場合の荷送人の義務）

荷送人は、荷受人が運送をした貨物を受け取らないときは、当店に対し、荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求しなければなりません。

2　荷送人は、前項の規定により当店に対し荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求したときは、当店に対し、荷受人が運送をした貨物を受け取らない場合の措置を請求しなければなりません。

第十二節　荷受人の権利

第七十六条　（荷受人の義務）

当店の荷受人に対する運賃、料金及び費用についての債権は、荷受人が運送をした貨物を受け取ったときに、消滅します。

第七十七条　（荷受人の義務）

当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が荷受人に対し運賃、料金及び費用を請求するために必要な限り、荷受人が運送をした貨物について運送をしないことを留置することができます。

第十三節　運送をしない場合

第七十八条　（運送をしない場合）

運送業務にあたった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当店に対し、荷送人の費用で、荷送人の指図を求めます。

一　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従わないとき。

二　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことができないとき。

三　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

四　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことができないとき。

五　荷送人が、運送契約の締結の際に告げた荷受人に対し、荷送人の指図に従うことを拒んだとき。

2　当店は、前項の規定により荷送人の指図を求めるときは、荷送人に対し、荷送人の指図を求めます。

第七十九条　（荷送人の指図）

荷送人は、荷受人に対し、荷送人の指図を求めます。

2　荷送人は、前項の規定により荷受人の指図を求めるときは、荷受人に対し、荷送人の指図を求めます。

第八十条　（荷送人の指図）

荷送人は、荷受人に対し、荷送人の指図を求めます。

2　荷送人は、前項の規定により荷受人の指図を求めるときは、荷受人に対し、荷送人の指図を求めます。

第八十一条　（荷送人の指図）

荷送人は、荷受人に対し、荷送人の指図を求めます。

2　荷送人は、前項の規定により荷受人の指図を求めるときは、荷受人に対し、荷送人の指図を求めます。

第十四節　荷送人の責任

第八十二条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第八十三条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第八十四条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第十五節　荷受人の権利

第八十五条　（荷受人の義務）

当店の荷受人に対する運賃、料金及び費用についての債権は、荷受人が運送をした貨物を受け取ったときに、消滅します。

第八十六条　（荷受人の義務）

当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が荷受人に対し運賃、料金及び費用を請求するために必要な限り、荷受人が運送をした貨物について運送をしないことを留置することができます。

第十六節　荷送人の責任

第八十七条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第八十八条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第八十九条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第十七節　荷受人の権利

第九十条　（荷受人の義務）

当店の荷受人に対する運賃、料金及び費用についての債権は、荷受人が運送をした貨物を受け取ったときに、消滅します。

第九十一条　（荷受人の義務）

当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が荷受人に対し運賃、料金及び費用を請求するために必要な限り、荷受人が運送をした貨物について運送をしないことを留置することができます。

第十八節　荷送人の責任

第九十二条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第九十三条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第九十四条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第十九節　荷受人の権利

第九十五条　（荷受人の義務）

当店の荷受人に対する運賃、料金及び費用についての債権は、荷受人が運送をした貨物を受け取ったときに、消滅します。

第九十六条　（荷受人の義務）

当店は、自己又は使用人その他の運送のために使用した者が荷受人に対し運賃、料金及び費用を請求するために必要な限り、荷受人が運送をした貨物について運送をしないことを留置することができます。

第二十節　荷送人の責任

第九十七条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第九十八条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第九十九条　（荷送人の責任）

当店は、荷送人の責任については、荷送人の故意又は過失がない場合には、当店又は当該第三者に対し、損害賠償の責任を負いません。

第二十一節　荷受人の権利

第百条　